

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 15 日

建設業者団体の長 殿

関東地方整備局長 土井 弘次

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保
に向けた具体的対策について（参考送付）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が一部の地域において発出されました。

国土交通省所管事業の執行については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も踏まえ、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）に取扱いを定めたところですが、7日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言の対象区域に属するかに関わらず、人との接触を低減する取組を推進することとされています。つきましては、別添のとおり、関東ブロック発注者協議会会員あてに通知を行いましたので、参考までに送付します。

当該取組みについて、ご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員等に周知いただきますよう、お願い致します。

<内容に関する問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局

企画部 技術管理課 荒井 TEL 048-600-1331（直通）

技術調査課 後閑 TEL 048-600-1332（直通）

建設業者団体 送付先

- (一社) 茨城県建設業協会
- (一社) 栃木県建設業協会
- (一社) 群馬県建設業協会
- (一社) 埼玉県建設業協会
- (一社) 千葉県建設業協会
- (一社) 東京建設業協会
- (一社) 神奈川県建設業協会
- (一社) 山梨県建設業協会
- (一社) 長野県建設業協会
- (一社) 日本建設業連合会 関東支部
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
- (一社) 日本橋梁建設協会 関東事務所
- (一社) 建設コンサルタンツ協会
- (一社) 関東地質調査業協会
- (一社) 全国測量設計業協会連合会